

宮前区役所向丘出張所

Facebook アカウント運用ルール

1 趣旨

宮前区役所まちづくり推進部向丘出張所では、向丘地区における地域の魅力情報や各種団体におけるイベント情報の認知度向上等を目的として、写真や動画を活用して情報を視覚的に分かりやすく発信することを目的に、開設します。

2 運用について

(1) アカウント等

- ① アカウント kawasaki_mukaigaoka
- ② プロフィール 宮前区役所まちづくり推進部向丘出張所の公式アカウント

(2) 投稿者

宮前区役所まちづくり推進部向丘出張所（以下当出張所）職員

(3) 投稿内容

- ① 当出張所に関連するイベント情報、取組等の情報を積極的に発信
- ② 当出張所の利用・運営に関する情報
- ③ 投稿内容は、当出張所長の判断で決定する

(4) 投稿時期

随時

(5) 運用方法

- ① 「Facebook」に投稿する内容について、「川崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」5-（11）に規定される各条件を満たしていることなどを確認の上、投稿を行う。
- ② 「Facebook」運用に伴う作業については、原則として、システム管理課からイントラネットへの接続並びにSSL 通信を許可されたパソコンで行う。
- ③ 当出張所長は、アカウントと ID、パスワードの取得及び管理を行う。
- ④ 当出張所長は、運用状況を随時把握し、適正な管理を行う。
- ⑤ 特に職務上必要な場合を除き、計画配置パソコンからの投稿を原則とする。
- ⑥ 情報セキュリティについては、「川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規定」「川崎市情報セキュリティ基準」に則し、十分に配慮する。
- ⑦ URL を掲載する場合のリンク先は、原則として当出張所に関連するサイトとする。
- ⑧ リプライ、「いいね」については、原則として行わない。
- ⑨ フォローについては、原則として当出張所に関連する公式アカウントのみとし、当出張所長の判断で行うこととする。
- ⑩ 当 Facebook への書き込みは、当出張所長の判断で違反報告できるものとする。
- ⑪ その他の事項については、「川崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に準拠する。